

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、高松市から高松広域都市計画事業太田第2土地区画整理事業について換地処分の一部を取り消し、新たに当該部分について換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成21年7月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀